

## 基本目標と施策体系図（現行計画との比較）

現行計画 ※項目後の数字は掲載施策数(再掲含む)	新計画(案)	備考
基本目標1 子どもの健やかな成長を支える母子保健事業の充実 29	基本目標1 子供の健やかな成長を支える母子保健事業の充実 26	※「思春期からの健康づくり」については健康わかやま 21 との役割分担を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子の健やかな心と身体の育成支援の充実 19</li> <li>●食育の推進 3</li> <li>●周産期・小児医療体制等の充実 2</li> <li>●思春期からの健康づくり 4</li> <li>●次代の親育成の推進 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)母子の健やかな心と身体の育成支援の充実 21</li> <li>(2)食育の推進 3</li> <li>(3)周産期・小児医療体制等の充実 2</li> </ul>	
基本目標2 子育て・子育て支援の充実 45	基本目標2 子育てしやすい環境整備の充実 29	※現行計画の基本目標2と3を施策数のバランス等を考慮して再編し、環境整備に関する分野と、子育て支援サービスに関する分野に整理。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの人権擁護 3</li> <li>●子育てに関する意識啓発や情報提供の充実 3</li> <li>●子育ての不安感や負担感をやわらげる支援 6</li> <li>●子育て中の保護者の仲間づくりの推進 3</li> <li>●地域における子育て支援 8</li> <li>●教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の充実 15</li> <li>●経済的な支援 7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子育ての不安感や負担感をやわらげる支援 8</li> <li>(2)子育て中の保護者の孤立防止と仲間づくりの推進 2</li> <li>(3)地域における子育て支援 6</li> <li>(4)経済的な支援 8</li> <li>(5)男女共同参画の推進 5</li> <li>(6)子育てと仕事の両立支援 5</li> </ul>	※現行計画の基本目標3については、「男女共同参画の推進」「子育てと仕事の両立支援」に集約
基本目標3 子育てと仕事の両立支援の充実 7	基本目標3 就学前教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の充実 17	※ニーズ調査で事業の周知に課題がみられたこと、国指針で幼児教育アドバイザーの配置等が求められていることから、それを反映した施策の項目を設定。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女平等の意識啓発の推進 2</li> <li>●父親の子育て参加の促進 2</li> <li>●企業・事業者との連携による子育て支援の推進 3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子育て支援事業に関する情報提供の強化 2</li> <li>(2)教育・保育事業の充実 4</li> <li>(3)地域子ども・子育て支援事業の充実 9</li> <li>(4)子ども・子育てに関する相談支援と事業の利用支援 2</li> </ul>	
基本目標4 様々な家庭への支援の充実 27	基本目標4 様々な家庭への支援の充実 31	※国の指針において外国人の子供等への支援が新たに記載されることや、長期総合計画に記載のある養育支援が必要な家庭の支援等を反映した内容を追加します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭への支援 11</li> <li>●障害児施策の充実 11</li> <li>●子どもの虐待防止と早期発見のためのネットワークづくり 5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)ひとり親家庭への支援 12</li> <li>(2)障害児施策の充実 10</li> <li>(3)海外にルーツをもつ子供とその家庭の支援 4</li> <li>(4)養育支援が必要な家庭への支援 5</li> </ul>	
基本目標5 子どもの生きる力を養う教育環境の充実 32	基本目標5 子供・若者の育成支援の充実 48	※現行計画の基本目標5と6を合併し、「子供・若者の育成支援」とします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭や地域の教育力・社会力の向上 6</li> <li>●教育環境の充実 18</li> <li>●特別支援教育の充実 2</li> <li>●いじめや不登校などへの対応力の向上 6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子供の人権擁護 4</li> <li>(2)家庭と地域の教育力の向上 5</li> <li>(3)生きる力を養う教育環境の充実 22</li> <li>(4)子ども・若者の健全育成体制の充実 7</li> <li>(5)ひきこもり対策支援や相談体制の充実 3</li> <li>(6)若者の就労支援対策の充実 2</li> <li>(7)思春期からの健康づくり 4</li> <li>(8)次代の親教育の推進 1</li> </ul>	※学校教育に関する内容については、教育振興基本計画との役割分担を図り、「生きる力を養う教育環境の充実」として内容の簡素化させます。
基本目標6 若者育成支援の充実 15	基本目標6 子供の貧困対策の充実 31	※子供の貧困対策の充実について、新たに基本目標の1つに位置づけ、取組の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひきこもり対策支援や相談体制の充実 3</li> <li>●子ども・若者の健全育成体制の充実 7</li> <li>●若者の就労支援対策の充実 2</li> <li>●出産、子育て後の再就職の促進 3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)教育の支援 8</li> <li>(2)生活の支援 11</li> <li>(3)保護者に対する就労支援 8</li> <li>(4)経済的支援 4</li> </ul>	
基本目標7 教育・保育事業等の充実	教育・保育事業の見込みと提供体制の確保	※基本目標としては、基本目標3に統合し、内容については現行計画と同様に記載します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・保育提供区域の設定</li> <li>●教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容</li> <li>●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容</li> <li>●幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・保育提供区域の設定</li> <li>●教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容</li> <li>●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容</li> <li>●幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</li> </ul>	